

お客さまが中古住宅を購入して性能向上リフォームを行う場合の手続（リフォーム一体タイプ）



(注1) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。

(注2) 借入申込みは、【フラット35（リフォーム一体型）】の取扱金融機関となります（【フラット35（リフォーム一体型）】を取り扱っていない金融機関があります。詳しくは、フラット35サイト（[www.flat35.com](http://www.flat35.com)）でご確認ください。）。

- ※1 リフォーム工事前の中古住宅について、【フラット35】の技術基準への適合状況及び【フラット35】リノベの技術基準（リフォーム工事により適合させる基準に限ります。以下同じ。）に適合していないことを適合証明検査機関が確認します。
- ※2 リフォーム工事に関する計画図書等により、【フラット35】及び【フラット35】リノベの技術基準に適合する工事計画となっていることを、適合証明検査機関が確認します。
- ※3 リフォーム工事後の中古住宅について、【フラット35】及び【フラット35】リノベの技術基準に適合していることを適合証明検査機関が確認します。
- ※4 リフォーム一体タイプの資金実行はリフォーム工事完了後となります。中古住宅の代金決済の際に「つなぎ融資」が必要な場合は、取扱金融機関にご相談ください（「つなぎ融資」は取扱金融機関等のローンです。）。